

〔R0625〕 消防法

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

1. 延べ面積2,500㎡、地上3階建ての倉庫に設ける屋内消火栓は、当該倉庫の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が25m以下となるように設けなければならない。
2. 延べ面積150㎡、地上2階建ての飲食店については、消火器又は簡易消火用具を設置しなくてもよい。
3. 物品販売業を営む店舗と共同住宅とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
4. 地上5階建ての大学には、避難口誘導灯を設けなくてもよい。

〔R0625〕 正答 2

1. 正しい。倉庫は、消防法令別表1(14)項に該当する。同法令11条1項二号により、延べ面積が700㎡以上のものは屋内消火栓設備を設けなければならない。同条2項により、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の仕上げを難燃材料でした場合は、3倍の面積まで緩和することができる。設問は特定主要構造部を耐火構造としたかは不明であるが、延べ面積が2,500㎡(700㎡×3=2,100㎡以上)であるので、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。同条1項二号に掲げる防火対象物(令別表1(14)項に該当)に設ける屋内消火栓の基準は同条3項一号に定められ、同号イにより、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホースの接続口までの水平距離が25m以下となるように設けなければならない。
2. 誤り。飲食店は、消防法令別表1(3)項ロに該当し、火を使用する設備又は器具を「設けたもの」は、同法令10条1項一号ロにより、原則として、規模にかかわらず、消火器具(消火器又は簡易消火用具)を設置しなければならない。一方、火を使用する設備又は器具を「設けていないもの」は、同項二号ロにより、延べ面積が150㎡以上の場合に消火器具を設置しなければならない。設問は、火を使用する設備又は器具を設けたものかは不明であるが、150㎡であるので、消火器具を設置しなければならない。
3. 正しい。消防法令8条一号により、防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
4. 正しい。大学は、消防法令別表1(7)項に該当する。同法令26条1項一号により、地階、無窓階及び11階以上の部分には避難口誘導灯を設置しなければならないが、地上5階建ての大学は該当せず、避難口誘導灯を設置しなくてもよい。